

## 1.財政運営と資産経営

2021年度決算については、実質公債費比率11.2%（対前年度比0.6ポイント減）、将来負担比率116%（対前年度比12.8ポイント減）となり、前年度より改善しました。今後も中期財政運営方針に基づき財政健全化の取り組みをすすめるとともに、市民とともに財政運営や資産経営の工夫をすることが重要です。

1. 歳入の確保と歳出の削減について、全庁で情報やアイデアを共有し、前例にとらわれず、先進的な取り組みを行うこと。
2. 身近な設備の整備計画を公表し、市民の寄付による「想い出ベンチ」「記念街路樹」「こども応援遊具」などの仕組みを導入すること。
3. ふるさと応援寄附金について、さらなる周知を図ること。
4. ソーシャルインパクトボンド（\*1）を導入し、財政面からも社会課題の解決に取り組むこと。
5. ESG債（\*2）を発行し、財政面でも広く市政への市民参画をすすめること。
6. 資産経営の取り組みについては、早期から地域ごとに話し合いの場を設け、「残す」「統合する」「廃止する」施設について、住民の合意を得ながらすすめるようにすること。
7. 現市庁舎の机や椅子などの備品で、使える物は他の公共施設などで活用すること。

（\*1）ソーシャルインパクトボンド・・・これまで行政が担ってきた公共性の高い事業の運営を民間組織に委ね、その成果に応じて行政が報酬を支払う。運営資金は民間投資家から募る仕組み。（\*2）ESG債・・・Environment（環境）Social（社会）Governance（ガバナンス）を目的とした債権。環境改善や社会貢献が目的の特定の事業について、民間投資家や市民から資金を募る。資金の用途に応じ、グリーンボンド（環境債）、ソーシャルボンド（社会貢献債）、サステナビリティボンド（環境及び社会貢献債）がある。

## 2.災害に備える

感染症の拡大など、さまざまな事態を想定しながら災害に備える必要があります。計画に基づいた訓練を実施し、防災力を向上させることは、地域づくりにも大きな効果をもたらします。

### ■避難所

1. 指定避難所に分散避難者（車や、自宅で避難している人）を登録し、情報の提供や支援物資の配布も行うようにすること。
2. 避難所ごとに、できることを知らせる立て看板を設置すること。
3. 自主防災組織や避難所運営委員会の活動が進むよう、区の地域振興課の人員を増やし、職員研修や各区の横のつながりも充実させること。
4. 大型駐車場を所有する企業との協定をすすめて、車中泊できる場所を増やすこと。

### ■避難に支援を必要とする人

1. 要配慮者、医療的ケアが必要な人については個別避難計画の作成を加速すること。
2. 福祉避難所は運営マニュアルを作り、訓練もすること。

### ■その他

1. 公園のトイレは災害対応型便器に変えること。
2. 国や県の施設、私立学校等とは避難がスムーズにできるよう連携すること。

## 3.市の雇用

すべての職員の意見や提案が尊重され、働きやすい職場環境が整備されることは、市民へもよい影響を及ぼします。多様性に富んだ職員一人ひとりの活躍を期待します。

1. 職場環境の向上を図るため、非正規を含め、職員の意見や提案を取りまとめる仕組みを整えること。
2. 障がい者採用試験については、誰もが受験機会を得られるよう上限年齢を撤廃すること。
3. 庁内での人事異動や外部機関との人事交流の機会を充実させ、多様な意見が尊重される職場環境をつくること。
4. 新たな社会課題に対応するため、非正規を含め、誰もが研修や研鑽の機会が得られるよう環境を整えること。
5. 若手職員がキャリアの将来像を描けるよう、アドバイスやカウンセリングなど、職場内外での支援体制を充実させること。

## 4.女性の生きやすい社会

女性が生きていく間に抱える課題はさまざまです。男女共同参画センター等を活用し、相談できる場、情報を受け取れる場を整備することは、女性が生きやすい千葉市づくりにつながります。

1. 女性が出産育児期間を経てもキャリアが継続できるように、個々のライフスタイルにあったアドバイスを男女共同参画センターで受けられることを、周知すること。
2. 緊急時および子育て中の親のメンタルサポートの観点から、一時保育の受け入れを拡充すること。
3. 女性の身体や健康についての悩みを安心して相談できる、LINE相談を開設すること。
4. 若年女性無業者やその家族、女性特有の悩みを話し合う場づくりを、男女共同参画センターが呼びかけサポートすること。
5. 女性の生涯にわたる身体や健康に関する情報サイトをつくること。
6. 調査・研究事業は、男女共同参画センターの提案を重視すること。

- 産後ケアには 施設型や訪問型 デイ型があるが 利用回数については、各型ごとの上限ではなくトータルでの市民ネットワーク 2023年予算編成に向けての要望書 一人への支援が円滑に進むように、母子包括支援センターの周知をすすめること。
- 多胎児の妊婦検診5回分について、償還払いではなく、事前に検診券を支給すること。

---

## 5.市民参加と情報公開

---

市の情報を公開し、市民に理解を求めながら事業をすすめることは、事業に興味を持ち、参画しようとする市民や団体を育てることもつながります。市民活動の活性化に向けて、市の支援を求めます。

- 公文書について、原則として市の施設での保管とすること。保管場所の確保と拡充に努めること。
- 指定管理団体に委託した業務でも、施設の利用の可否決定など処分性のある決定に関する書類は公文書として扱い、保管に努めること。
- 市政だより地域配布契約について、市民配布事業の配布単価の変更は年度途中でおこなわず、年度初めとすること。
- 市に提出する申請書類について、市民の負担にならないようできるだけ簡略化すること。
- 公開される会議の予定を千葉市イベントカレンダーに掲載すること。
- まちづくり応援寄附金の普及をすること。団体への寄附が税控除の対象となることを多くの団体に知らせ、登録を促すこと。
- 公開される会議には、傍聴希望者ができるだけ入室できるよう柔軟に対応すること。
- 新たな施策を進めるにあたっては、その施策に関連のない人の意見も把握するため、無作為抽出の手法を用いて意見を集めること。
- 街路樹伐採などの環境整備や公共施設の改修工事などの際、整備や改修に至る経緯を、Webサイトなどのデジタルでの情報公開だけでなく、看板などのアナログな周知の仕方で見えやすいように現場に設置すること。

### ■パブリックコメント

- 資料閲覧だけでなく、希望があればコピーを無料で提供すること。
- 高校、中学校の学校図書室に施策の案とそれに関連する資料を置くこと。

---

## 6.性の多様性

---

社会の中に少しずつ性の多様性の認知度が高くなってきた感がありますが、まだ当事者の生きづらさの解消にはいたっていません。公的業務に従事する職員全員の理解と、県との連携が必要です。

- 男女共同参画審議会委員にLGBT当事者団体の枠を設けること。
- LGBT専門相談について、千葉県でも行うよう働きかけること。
- LGBT当事者が安心して集まれる居場所を設けること。
- 市職員だけでなく、市の窓口・相談業務の指定管理・受託を受ける団体の職員にも、性の多様性を正しく知るための研修を実施すること。

---

## 7.交通

---

交通不便地域の解消、高齢者の足の確保はニーズが高く喫緊の課題です。実験的な取り組みを早く実現に近づけていくことと、環境にやさしい自転車を活用した街づくりの充実を求めます。

- コミュニティバス、グリーンスローモビリティ、デマンド交通等、人口減少地域での交通手段確保に向けた実証実験を拡充させること。
- 市民からシェアサイクルポート設置要望のある地域を、実施事業者に伝達すること。
- 公民館等のスマホ講座にて、シェアサイクル登録の項目も追加すること。

---

## 8.医療・新型コロナウイルス感染症対策

---

これまであまり光が当たらなかった、男女それぞれの特性による健康への影響について、すべての市民の理解が必要です。また、新型コロナウイルス感染症による身体や暮らしへの影響を引き続き低減する取り組みを求めます。

### ■医療と健康

- 女性外来については、その存在を広く知らせ、患者のニーズを分析し、その役割を果たすよう努めること。
- 新浜病院の交通手段については、利用者の移動実態を調査し、利用者のニーズに沿った運営となるよう関係交通機関との協力体制を整備すること。
- 男女のからだの違いによる生きづらさ（例えば、月経困難や更年期障害など）を正しく理解し、対処するための学びの場を設けること。

### ■新型コロナウイルス感染症

- PCR検査や抗原検査は、医療機関との連携体制を整え、必要な時に誰でも無料で受けられるようにすること。
- ワクチン接種後の副反応や、感染後の後遺症の実態調査を行うこと。

暮らしに困難を抱える世帯の多くは複合的な課題を抱えています。福祉分野内はもとより、他分野から発生する課題が福祉分野と関連していることもあり、局を超えての連携が重要となってきています。

#### ■高齢者福祉

1. あんしんケアセンターの出張相談会を増やすこと。また、あんしんケアセンターについての情報が伝わるよう、周知方法を検討すること。
2. 生涯現役応援センターの出張相談会を今後も拡充し、周知を行うこと。
3. 千葉市高齢者等階段昇降支援事業補助金の対象者を広げること。
4. 民生委員のなり手不足への対応策の検討を続けること。民生委員協力員制度を活用しての仕事分担事例などがあれば、積極的に紹介すること。

#### ■障がい者福祉

1. 障害者基幹相談支援センターの認知度を上げること。
2. 障がい児の保護者が、早期に繋がれる場所の情報を収集し、伝えること。
3. 就学前の子どもたちが、早期から療育を受けられるよう体制を整えること。
4. おむつ替えの必要な障がい者のために、動物公園など公共施設の多目的トイレに、ユニバーサルシートを順次設置していくこと。
5. 療育手帳の役割についての周知を行うこと。療育手帳を持っていることでスムーズに受けられる支援についても周知すること。
6. 千葉県の制度である、「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」について、母子健康手帳交付の際に情報を提供すること。また、公共施設の該当駐車場に、利用できる対象や手続きについて、説明書を掲示すること。
7. 障がい者施設でつくられた製品を販売する、公共施設を増やすこと。
8. 重症心身障がい児・者を受け入れている民間の事業者へ、施設整備や運営についての支援を拡充すること。
9. 市民が、障がいのある方に会った時に何に気を付けるべきか、困っている際にどのようにサポートをしたらよいかを学ぶ機会を用意すること。

#### ■生活困窮者支援

1. 生活自立・仕事相談センターでは、相談者の男女および年代についての、分析を行うこと。
2. 生活自立・仕事相談センターのアウトリーチ支援について、市民に広く知らせること。
3. 無料低額宿泊所の入居者について、女性の割合や実態について、調査を行うこと。
4. 子ども食堂に提供される食材の一時保管のため、区役所の食堂跡の活用を検討すること。
5. 生理用品の学校での配布について、養護教諭不在時や出張時の配布方法を全教職員で共有しておくこと。
6. 生活保護世帯等学習・生活支援事業においては、特別に支援が必要な生徒の実情に応じてスタッフを加配すること。

#### ■ひきこもり支援

1. ひきこもりや不登校に対する市民理解を深めるため、身近な会場や動画を使って、市民のための学習の機会を増やすこと。市民の参加しやすい場所、時間を検討すること。
2. ひきこもり当事者や保護者・家族のメンタルケア施策を進めること。保護者・家族が、気軽に交流できる場を設けること。
3. ひきこもり地域支援センターの人員や出張相談、アウトリーチ活動を、今後とも拡充していくこと。

#### ■働きやすい環境、段階的な就労制度

1. ユニバーサル就労について、導入企業への支援を含めた条例制定を検討すること。

## 10.社会で子育て

虐待を受けた子どもへの対応については、一時保護所の環境整備をはじめ、当事者の意見の尊重、児童養護施設退所後の支援など課題は多く、十分な人員配置が必要です。また、地域での子どもの居場所づくりのための支援の拡充を求めます。

#### ■社会的養護を必要とする子ども、社会的養護を担う人への支援

1. 要保護児童についてはその意見表明権を尊重すること。そのためのアドボケーターの育成を進めること。
2. 社会的養護経験者の現状について直接聞き取りをし、退所後の支援として、住宅の確保や相談窓口などを充実させること。
3. 東部児童相談所の設置に向けての動きを加速させること。
4. 一時保護所については子どものプライバシーを守り、生活環境や食事の改善を図ること。
5. 県児童相談所との相互外向や職員交流を行い、ノウハウ・支援団体などについての情報共有を推進すること。
6. ヤングケアラーについて、実態調査を継続し、必要なサポートを検討すること。調査の際は、児童生徒が気軽に回答できるよう文案等を工夫すること。
7. 自立援助ホームで生活する若者への支援を拡大すること。

#### ■子どもの居場所

1. 子ども食堂や居場所が開きやすいよう、支援策を検討すること。
2. 子ども食堂や居場所、学習を支援する団体がコミュニティセンターなど公的施設を使う場合は利用料を減免すること。

「ペットは家族の一員」と言われていますが、人と動物が共に生活する事で、多頭飼育崩壊などの社会的課題も発生しています。それらの課題解決を通じて、誰もが他者を思いやることができ、人も動物も幸せになれる千葉市をめざすべきです。

1. 動物福祉について学ぶ機会をふやすこと。特にペットを飼う高齢者へ終生飼養の啓発活動を行うこと。
2. 多頭飼育崩壊の再発を防ぐため、福祉部門がケース会議を開くこと。
3. さくらねこポスターを様々な場所に掲示し、地域猫活動の周知を行うこと。
4. 犬の集団予防接種を、かかりつけ医での接種へ移行していくこと。
5. 動物保護指導センターを中心に動物福祉に関する協議会をつくって、さまざまな主体と意見交換すること。
6. 市民が保護した犬や猫について、動物保護指導センターのホームページに掲載し、飼い主を探すよう努めること。

## 12.環境・農業

SDGs ウェディングケーキモデルでは、社会や経済の発展の土台にあるのは自然環境であるとされています。持続可能な社会・経済を支えるためにも、水環境や生物多様性の保全は必須です。また、市民の健康な生活を守るために、環境中に排出される有害物質について適正に対処する必要があります。

### ■水環境と生物多様性保全

1. 生物多様性保全を進めるため、専門性のある職員を配置すること。
2. 水生昆虫へのダメージが大きいといわれているネオニコチノイド系の農薬を使用しないよう、農家への情報提供に力を入れること。
3. 外来種対策として、水辺の動植物への食害が深刻なウシガエルの対策を検討すること。
4. 水環境を保全したい市民団体との意見交換の場を設けること。

### ■森林環境譲与税

1. 森林環境譲与税の使い道について、公園を利用する市民や山林所有者、保全活動団体などから意見を聞く機会をつくること。また、森林環境譲与税の使途検討過程を公開（または議事録を公開）するなど透明化を図ること。

### ■スクラップヤード問題

1. 2021年10月に金属スクラップヤード条例ができたが、騒音、粉じん、水汚染などの問題がある。調査については抜き打ちで騒音や水質検査などをおこない、実効性あるものにする。
2. 市の史跡隣接地につくられるスクラップヤードは、セットバックして木を植えたりするなど、景観を損なわない条項を条例に加えること。

### ■臨海部の粉じん問題

1. 降下ばいじんの環境目標値が見直されたが生活被害は続いているので、生活実態の調査（アンケート）を行うこと。

### ■谷津田の保全

1. 谷津田保全活動に多くの市民が参加できるよう、人材育成及び保全団体育成、広報等に力を入れて取り組むこと。

### ■太陽光発電

1. 太陽光発電の推進を行うこと。また、小規模設備の場合でも、パネルの反射光などが周囲の生活環境に影響を及ぼさないよう配慮する項目を入れた条例を検討すること。

### ■廃棄物対策

1. リサイクルできない古紙のリストを実物例のカラー印刷で作成し、市民に配布すること。
2. 学校給食残渣再資源化モデル事業については、資源循環を見えるようにすること。
3. 清掃工場の見学にあたっては、ゴミの削減など市民の意識啓発につながるような環境学習のコンテンツを導入すること。
4. 市役所や区役所、公民館、コミュニティセンターなど公共施設にマイボトル用給水機を設置すること。

### ■香害

1. 香害について知らせるポスターを各公共施設に掲示すること。
2. 消費生活センターの事業に香害防止を加え、ホームページに香害防止のトピックを載せること。

### ■農業

1. 土壌環境を豊かにする観点で農業・林業に取り組む人材を増やすこと。
2. 耕作放棄地を増やさない・減らす対策を拡充すること。
3. 有機農業を広める取り組みをさらに進めること。
4. 都市住民が農業について学ぶ場として、農政センターのみならず都市農業交流センターなどで、農業者と交流できる機会を作ること。
5. 規模を拡大したいと考える農業者に対する、補助制度を拡充すること。

災害に強いまちづくり等をすすめるには、行政が持っている情報を市民に的確に伝えること、また市民の考えを聴取し施策に活かすことが必要です。区役所地域振興課など市民と直接やりとりをする部署の職員を増やすことが、誰もが住みやすいまちづくりにつながると考えます。

1. 防災を核にしてまちづくりをすすめるため、自主防災組織や避難所運営委員会の活動の活性化を図ること。各区の地域振興課で支援体制を強化すること。
2. シェアサイクルを活用した観光コースをつくり、市内外から人を呼び込み千葉市を活性化すること。
3. まだまだ知られていないたくさんある小さな貝塚など（例えば蕨(わらび)立(たち)貝塚など）の史跡を、看板なども充実させて市民に広く知らせ、サイクリングのコースに取り入れるなど観光資源とすること。
4. 歩道橋などのエレベーターの新設は、電動自転車でも対応できる大きなサイズとすること。既設のエレベーターは出来る限りリニューアルを検討すること。
5. 公園のインクルーシブ遊具設置を進めること。遊具の交換や設置にあたっては、自治会だけでなく、利用者の意見も反映させること。
6. 公園の遊具に利用条件を付ける場合は、年齢ではなく、身長・体重で示すこと。
7. 多目的トイレのトイレトーパーや手すりの位置などについて、利用者からの意見や感想を集め、改善を行うこと。
8. 男性トイレのサンタリーボックスを設置することや、公共施設のトイレなどで、おむつを捨てられるようにすることへの希望状況・意見を調査すること。
9. バス停ベンチについては、交通事業者任せにせず、市も積極的に設置を進めること。

## 14.働き方・経済

だれもが起業したり、自分らしく働き続けたりするためには、社会の支援も必要です。困ったときに相談したり、学んだりする場所の充実が求められます。

1. シルバー人材センターは市民の認知度を高めるため、公募により親しみやすい愛称をつけること。また、女性が担える仕事のメニューを増やすこと。大きな怪我の補償についても検討すること。
2. 働く人の悩みを小さいうちに解消できるよう、自身のメンタルや労働環境についてなどの悩みを気軽に相談できる窓口についてさらに周知すること。また、昼休みにも相談が受け付けられるようにすること。
3. 起業を検討している個人が事業計画や資金計画の策定等を相談できる窓口を、広く周知すること。起業を支援するためのスタートアップ講座やフォロー講座を充実させること。
4. 中小企業や個人事業主の事業を持続させるための相談や支援策を充実させること。
5. 地元の企業と学生をつなぐ、インターンシップ促進と合同企業説明会については、参加企業を増やし、学生に届きやすい方法で周知すること。

## 15.学校教育

学校教育において大切なことのひとつは、通うことへの負担を下げることです。物理的な負担、精神的な負担を少しずつ取り除き、一人ひとりの子どもが生き生きと通える学校づくりのための施策に取り組むことを求めます。

1. 算数セットや実技系の教科書など、短期間しか使用しないもの、使用頻度が低いものなどは学校一括購入・管理の仕組みを検討すること。共用による保護者の負担軽減、児童生徒の共用に対する抵抗感などについても調査を行うこと。
2. 通学カバンは学校指定とせず、自由に選べるようにすること。
3. 有機農産物の給食への導入をすすめること。
4. 「千葉市立小学校及び中学校管理規則」を改訂し、校則の制定や改廃に教職員だけでなく、児童生徒も参画することを根拠を持って定めること。各学校の校則はホームページに公開すること。
5. 男女共通のセパレート型・ジェンダーレス水着をすべての学校で導入すること。
6. 帰国生や外国人が高校を受験するための支援（特に日本語教育・情報提供）を充実すること。
7. 特別支援教育についての理解を学校全体ですずめること。
8. インクルーシブ教育を押し進めるため、普通学級への入学・通学を望む本人・保護者の意向をしっかりと実現すること。また普通学級と特別支援学級の児童生徒とが、一緒に学ぶ機会を増やすこと。
9. 公立夜間中学開校に向けては、教職員配置・修学年限・経済的支援など、学びの場の環境充実を検討すること。
10. 増え続けている不登校生徒の中には、起立性調節障害で昼間の学校に通えない生徒もいるので、公立夜間中学に不登校特例校を設置すること。

### ■人権・生命・平和を大切にす教育

1. 子どもへの性教育や人権教育、平和教育は家庭では難しさがある。小中学校、高校など教育の場で率先して扱うこと。その場合、専門家や外部の講師を活用し、教員自身への学びにもつなげること。
2. 年齢に合わせ、人権に基づく性教育を行うこと。
3. 「性暴力から子どもを守る安全・安心な学校づくり宣言」を活かした命の安全教育をすべての学校で行うこと。
4. 子どもたちが相談しやすい環境をつくること。ニコニコサポートの利用については、日頃から説明しておくこと。
5. 子どもの人権オンブズパーソン制度を導入すること。
6. 授業の中で平和について考えるための時間を確保すること。
7. CAPの実施校を増やすこと。

### ■教職員の採用と働き方

1 講師登録 臨時任用職員採用 全計年度任用職員採用時の書類について、可能な限り同一のフォーマットを用意  
市民ネットワーク 2023年予算編成に向けての要望書

2. 採用希望者に渡す書類全般について、見やすさや記入のしやすさを踏まえて作成すること。
3. 教職員の負担を減らすために部活動については運動系、文科系を問わず、外部人材を積極的に活用すること。
4. 教職員が、児童生徒の気持ちを受容するための研修や、コミュニケーションの研修（OJT）を受ける機会を作る  
こと。

## 16.多様な学び

様々な理由で学校に通えない人、学齢期に十分に学べなかった人、日本語で学ぶことが難しい人、「今、学びたい」と思う人  
たちがいます。公による多様な学びの場の確保、またその活動に取り組む民間の団体・個人への支援の充実を求めます。

1. ライトポートの予算を増額し、人の配置、設置箇所を増やすこと。
2. フリースクールに通う子どもへの経済的な支援を行うこと。
3. フリースクールへの財政的な支援を拡充すること。
4. 文科省通知「不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について」に基づき、連絡協議会を設置すること。
5. 先進事例を研究し、学校内にフリースクールを作るなどの試みを行うこと。
6. 外国人のための日本語支援の教室、自主夜間中学などへの財政的な支援、市民への情報提供を行うこと。
7. 公民館、図書館などの公共施設で、主催事業として、外国人のための日本語を学ぶ場や交流の場を地域住民と連  
携して定期的に行うこと。

## 17.社会教育・生涯学習

市民の生涯にわたる学びの場である、公民館や図書館等の運営については、地域課題の解決や、多様なニーズに対応できるよ  
うな工夫が必要です。複合化など市民に大きな影響がある場合は、早い段階からの説明や意見聴取などの機会をつくることを求  
めます。

### ■公民館・生涯学習センター

1. 社会教育主事を各館一名以上配置すること。
2. 社会教育施設として維持し、使用料は無料を継続すること。
3. 受講者の掘り起こしのために託児者を育成し、公民館の主催事業には原則として託児をつけること。
4. 公民館と図書館の複合化については、その利点を生かし、地域課題を一緒に解決する事業を行うこと。（公民館  
自主企画に連動して、関連図書を展示するなど）
5. 夏休みだけでなく、子ども対象の講座を公民館で実施すること。
6. 生涯学習に関する情報を自分で簡単に引き出せる、見やすい情報プラットフォームを作成して、市民に提供する  
こと。
7. 生涯学習相談員の機能を、学習支援を求める市民に広く周知すること。

### ■図書館

1. 資料費には十分な予算措置を行うこと。
2. 図書館における司書の役割を尊重し、希望する職員が司書資格を取れるよう職場の環境を整え、正規職員の有資  
格率をあげること。また司書職採用を検討すること。
3. 「千葉市子ども読書活動推進計画（第4次）」に則り、図書館以外の子ども達の過ごす場所（子どもルーム、コミ  
ュニティセンター幼児室・図書室、保健福祉センター検診時の絵本コーナー等）の図書資料について、選書のアド  
バイス、職員への研修・交流を行うこと。
4. 各地区図書館・分館に、外国人が日常的に使えるやさしい日本語のテキストや辞書、絵本など多言語の資料を用  
意すること。
5. 地域の日本語教室や文庫など、子ども達の居場所になる場所の情報を公共施設や駅などに掲示すること。
6. 千葉市中央図書館の団体貸出は使いにくいという声がある。利用団体の声を聞いて改善すること。
7. 千葉市図書館協議会開催のお知らせは早めに告知すること。
8. 千葉市男女共同参画センターの情報資料センターを図書館ネットワークに入れるよう検討すること。

## 18.文化・芸術

生活の豊かさを高める文化・芸術事業については、誰もがアクセスしやすく、楽しめる環境を整えることが大切です。

1. 市民会館の跡地については、市民の声を聴いて活用方法を考えること。
2. 障がいのために静かに文化芸術が鑑賞できない人でも、参加や鑑賞ができるサポート体制があることを、周知す  
ること。
3. 美術館・博物館の展示物の解説について、文字を大きくすること。また、子ども向け解説を充実させること。

## 19.人権・平和

平和な社会のためには一人ひとりの人権が守られることが必要です。戦争は最大の人権侵害ですが、戦争体験者が少なくなっ  
ている今、さまざまな方法で語り伝えることが大切です。

### ■人権・平和

1. 原爆や空襲、戦争体験の当事者の声を聴く機会を設けること。

3. AIやVRを導入して、戦争の語り部の記録を残すこと。

---

## 20.選挙

---

18歳成人で若い世代が投票に参加することが期待されます。そのために小中高と年代に応じた主権者教育の充実を求めます。

1. 投票所に足を運べない人たちが投票の機会を得られるよう、郵便投票の条件を緩和するなど法律の見直しを国に求めること。
2. 選挙公報の配布方法・配布場所について、千葉市の公式ラインアカウントでも通知をすること。
3. 期日前投票の投票率が上がっていることから、住民の声を踏まえて期日前投票所の充実を図ること。
4. 子どもによる投票など、立会人と投票人が投票所内でトラブルになることを回避するため、ルールを記載した文書を掲示するなど対策を行うこと。

---

## 21.議会

---

開かれた議会をつくるには、市民が市政や議会について理解できるよう、さらなる情報発信が必要です。

1. 障がい者も円滑に請願・陳情がおこなえるよう、配慮に不足がないか、手続きに不備はないか見直すこと（たとえば、視覚障害者が請願・陳情する場合は、音声や点字で提出できるか、または、代筆する人を用意できるか。聴覚障害者が請願・陳情するとき、委員会傍聴に手話通訳を配置しているかなど）。
2. 傍聴者に配布する本会議及び委員会の座席表について、会派名も記載すること。
3. 千葉市議会についてのパンフレットを大人向け、子ども向けに作成し、議会だよりとともに入口に配架するなどして、議会を身近に感じられるようにすること。
4. 子どもがいても議会傍聴ができるよう、預かり事業について検討すること。